

令和7年度京都市高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種広報業務 受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和7年度における京都市高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種広報業務の委託について、プロポーザルの実施により応募者から提出された提案書類を審査し、受託候補者の選定を行うため、「令和7年度京都市高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種広報業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課長
 - (2) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課予防接種担当課長
 - (3) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課担当係長
- 2 前項に掲げる者のうち、病気その他の理由により受託候補者の選定を行うことができない場合は、必要に応じて委員を補充できるものとする。
- 3 委員は、次条に定める審査が終了したときは、解任されるものとする。

(審査事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 令和7年度京都市高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種広報業務委託公募型プロポーザル参加者募集要項「7 受託候補者の選定方法」に定める選定基準に基づく受託候補者の決定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、保健福祉局医療衛生企画課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

(委員の責務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、本市が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、決定の日から実施する。
- 2 この要綱は、受託候補者を決定した時に、その効力を失う。